

#### 4月号 (523号)

以下の事例におけるXの罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く）。

アパートの住人であるXは、ゴミ出しのトラブルをきっかけに大家A（40歳・女性）と折り合いが悪くなり、Aから退去を強く求められたので、令和6年3月15日に転出した。同年3月20日になって、XはA宅を訪れ、Aの要求に従って退去するのであるから、せめて払込み済みの同年2月分の家賃を返還するようAに求めたが、拒絶された上に、3月15日までの日割家賃の支払いを求められた（そもそも転出に不満のあったXは、3月分の家賃を払っていなかった）。このことに激高したXは、もともと金に困っていたこともあり、この際、Aに暴行を加えて金員を奪おうと思った。そこで、Aの胸ぐらをつかんで玄関先から室内に押し込み、畳の床の上に仰向けに押し倒した。さらに、Aの反抗を抑圧するために、傍らにあった夏蒲団（厚さ約1.5cm）を、床に倒れているAに頭からかぶせ、Aの上に馬乗りになって夏布団の上から顔面を両手で押さえたところ、Aは動かなくなった。その後、Xは室内を物色し、タンスに保管されていた現金10万円を奪って逃走した。

実は、Aにはもともと心臓に持病があった。そのため、Xに夏蒲団の上から両手で顔面を押さえられた際、Aは、一時的に鼻と口を塞がれて窒息し、このことに起因する急性心不全により、Xの暴行の直後に死亡していた。もともと、Xの一連の暴行は、夏蒲団の上から両手で顔面を押さえたことも含め、Aが罹患していた心臓の病気のない健常な者であれば、別段命にかかわるものではなかった。また、Aの持病については、Aと彼女の主治医しか知らず、日常生活に特段支障のあるものでもなかった。